

船橋に備え置いてください!

宮津港の地域的情報（参考）

1. 宮津港の気象・海象の特性

- ・冬季の北西季節風は山に遮られて港内への直接の影響は少ないが港外では強い。
- ・台風による暴風雨は太平洋側と比較して一般的に風は弱い。
しかし、台風が紀伊半島を北上するときは、南よりの暴風が連吹するので注意が必要。
- ・北東方向に港口が開いているため、台風等による北東の風の連吹には注意が必要。

2. 宮津港の港外避難等に関する勧告基準

(1-1)第1体制(荒天準備)

- ・台風等が丹後地区の海域に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね12時間以内に到達すると予想される場合。
【勧告内容】①在泊船舶及び入港する船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できる態勢を整えること。
②小型船舶は安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずる。
③工事作業中の船舶は早急に作業を完了又は中止し、避難準備を整えること。
④木材及び岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。
⑤錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。
a)国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。
b)当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
c)AIS搭載船舶はAISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。

(1-2)第1体制(特別荒天準備)

- ・特に勢力の強い台風等(中心付近の最大風速が40m/s以上)が丹後地区の海域に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね24時間以内に到達すると予想される場合。
【勧告内容】第1体制(荒天準備)の勧告内容に加え、
台風の影響の少ない他の地域へ避難する船舶は、十分余裕のある時期に避難を開始すること。

(2-1)第2体制(避難勧告)

- ・台風等が丹後地区の海域に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね6時間以内に到達すると予想される場合。
- ・暴風警報又は暴風雪警報(陸上において平均風速20m/s以上を予想)が京都府北部又は丹後に発表された場合。
【勧告内容】①在港船舶の船長は、保船上必要である場合は港外に退避すること。
②在港船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。
③錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。
a)国際VHF(CH16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。
b)当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
c)AIS搭載船舶は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。
d)直ちに機関を使用できるよう準備を行うこと。

(2-1)第2体制(特別避難勧告)

- ・特に勢力の強い台風等(中心付近の最大風速が40m/s以上)が丹後地区の海域に接近し、暴風域(平均風速25m/s以上)が概ね12時間以内に到達すると予想される場合。
【勧告内容】①総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として港外の安全な海域へ避難すること。
総トン数1,000トン以下の在港船舶の船長は、保船上必要であるときは、港外へ避難すること。
②総トン数1,000トン以下の在港船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。
なお、係留避泊する船舶は、増しもやい・機関の準備・定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。
③錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、
次の事項に留意すること。
a)国際VHF(CH16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。
b)当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
c)AIS搭載船舶は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。
d)直ちに機関を使用できるよう準備を行うこと。

3. 走錨が発生しやすい海域

- ・港外の栗田湾では、過去、走錨船舶による付近定置網等漁業施設への乗揚げ事故が発生している。

緊急連絡先

宮津港長(宮津海上保安署長) 0772-22-0118



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。